

市からのお知らせ

人間ドック受診費用一部を助成します

市は、人間ドックを受診する人に費用の一部を助成します。その手続き方法などを紹介します。詳しくはお問い合わせください。

■対象

(下記項目のすべてに該当する人)

- ▷ 受診日に市内に住所がある
- ▷ 受診する年度内で30歳以上
- ▷ 受診結果を市に提供可能
- ▷ 受診する年度内に、市が実施する特定健康診査およびがん(胃がん・肺がん・大腸がん)検診を受診していない

■助成額

10,000円(市国保加入者は15,000円)

■手続方法

(2つの手続き方法があります)

☑ 個人で医療機関を受診する場合

受診日から5カ月以内に申請してください。(期限を過ぎた場合、受け付けできません)

◆必要書類など 健康保険証、印鑑、受診機関発行の領収書、受診結果票、振込先口座通帳(受診者本人名義)

◎問い合わせ・申請先 市健康長寿課(☎68-3185)

☑ JAいわて花巻を通じて受診する場合

受診予定の40日前までに申し込んでください。なお、JAが発行する申込書の受診結果情報提供同意欄に記入・押印が必要です。

◆必要書類など 健康保険証、印鑑※受診費用を口座から引落す場合は、農協口座通帳とその通帳届出印鑑が必要

◎問い合わせ・申請先 JAいわて花巻遠野統括部管理課(☎62-6604)

市からのお知らせ

ごみに関するお知らせ

4月から、事業系ごみの有料化が始まりました。春は引っ越しなどで、ごみが出る季節。ごみの減量にご協力をお願いします。◎問い合わせ 市環境課(☎62-2111内線565)

01 資源集団回収団体に奨励金を交付します

遠野市公衆衛生組合連合会は、資源回収(廃品回収)を行う団体に奨励金を交付します。奨励金の交付を受けるには、年一回の資源集団回収実施団体登録申請が必要です。

■奨励金額 飲料用缶・紙類…4円/kg
一升瓶・ビール瓶…3円/本



02 生ごみ処理機・コンポストの購入費用を助成します

生ごみ処理機とコンポストの購入費用の一部を助成します。

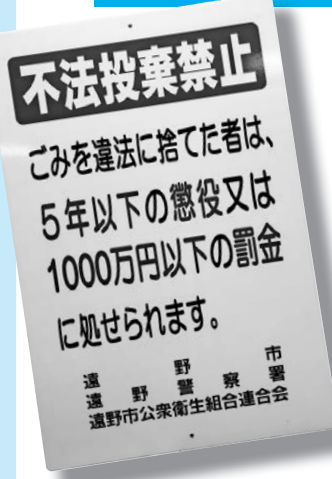
■申請方法 ①領収書②保証書③印鑑(インク浸透印不可)④振込先が分かるもの(通帳など)を持参のうえ、市環境課で手続き

■助成額

商品名	税込本体価格	助成額
コンポスト	4,000円以上	2,000円
	4,000円未満	1,500円
生ごみ処理機	3万円以上	15,000円
	3万円未満	10,000円



03 廃棄物(ごみ)の投棄・野外焼却は犯罪です!



不法投棄や野外でごみなどの廃棄物を燃やすことは、法律で禁止されています。特例で認められている野焼きを含め、草や木の枝などを燃やす際でも、事前に消防署に届出し、周辺に迷惑がかからないように配慮してください。

04 4月22日から28日まで「春の大掃除週間」です

各家庭、地域や事業所では、自主的・積極的に大掃除などの環境美化に努めましょう。

■重点項目 ▷ 家屋や事業所の内外▷ 地域の自治会館や道路沿い▷ 普段あまり掃除しない場所

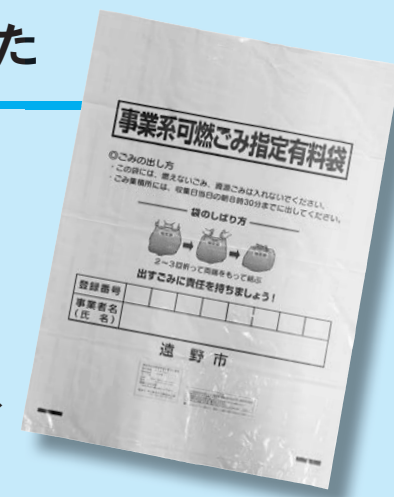
05 事業系可燃ごみの有料化が始まりました

4月から事業系可燃ごみの有料化が始まりました。原則、事業系ごみは地区の集積所に排出することはできませんが、特例として指定有料袋(写真)を使用することで、地区の集積所に排出することができます。

遠野市 事業系ごみ

をしたうえで購入することができます。集積所に排出できる量は、一度に3袋まで。産業廃棄物は集積所には排出できません。事業系ごみの正しい排出・処理方法については、市ホームページで公開している「事業系ごみの減量と適正処理の手引き」を確認ください。

事業系可燃ごみの「指定有料袋」⇒



市からのお知らせ

下水道事業の会計方式が変わりました

4月から本市の下水道事業に地方公営企業法を適用したことにより、会計方式が企業会計方式になりました。今後は、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、安定した下水道事業の継続を図ります。

■地方公営企業とは

地方公共団体が経営する企業のこと。

■公営企業会計とは

民間企業と同様の経理をしている会計のこと。

■組織が変わりました

既に地方公営企業法を適用している水道事業と連携し、効率的に事業を進めるため、組織を環境整備部『水道事務所』から『上下水道課』へ変更しました。



下水道
マスコットキャラクター
「スイスイ」

■公営企業会計移行による効果

下水道施設の老朽化、人口減少などが見込まれる中で下水道事業を安定的に提供するために、資産の現状を把握し、適切に管理することが必要です。財務状況をより的確に把握することで、今後の長期的な下水道施設の更新計画を立てることが可能となります。

■経営戦略を見直しました

公営企業会計へ移行したことに伴い、昨年度策定した下水道事業の経営戦略を見直しました。見直し後の経営戦略は、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

遠野市 下水道事業経営戦略

■問い合わせ 市上下水道課(☎62-2111内線576・577)

市からのお知らせ

聴覚障がい者のコミュニケーション支援 手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者の社会参加や自立促進に必要なコミュニケーション支援を行う「手話奉仕員」の養成講座を開催します。

■受講対象者

- ▷18歳以上おおむね60歳
- ▷2年間継続しての受講が可能な人

■定員 10人

■講座内容 ※受講料無料

- ▷入門課程:39時間(2019年)
 - ▷基礎課程:49時間(2020年)
- 聴覚障がいに関する知識と、コミュニケーションに必要な初歩的な手話技術を習得します。

■会場

市総合福祉センターなど

■受講期間

2019~2020年の5月から12月の土曜日
月2~3回程度、10時~12時

■申込期限

4月19日(金)までに電話で申し込み

■問い合わせ 市福祉課(☎68-3193)

市からのお知らせ

市営住宅入居者募集

以前に申し込んだ人も、改めて申し込みが必要になります。

入居条件や申込方法などの詳細は、問い合わせください。

■申込締切 4月25日(木) ■抽選会 5月中旬(予定)

■問い合わせ 市建設課(☎62-2111内線513・514)

入居要件 ①~⑤の要件を満たす人

- ①住宅に困窮していること
- ②世帯所得が下記の基準額を満たしている
 - ▷市営住宅…月額158,000円以下
(高齢者・障害者世帯等…214,000円以下)
 - ▷市営特定公共賃貸住宅…月額158,000円以上487,000円以下
- ③市税などの滞納がないこと
- ④暴力団員ではないこと
- ⑤市内に居住する連帯保証人が2人いること

団地名	部屋	所在地	構造・階数・間取り	面積(m ²)	建築年度	家賃(月額)	備考
八幡	1-2号	松崎町白岩23-80-48	木造平屋2LDK	78.66	平成18年度	23,100~61,100円	単身不可
	3-2号	松崎町白岩23-80-48	木造平屋2LDK	78.66	平成18年度	23,100~61,100円	単身不可
鶯崎	213号	鶯崎町2-11-213	木造平屋2LDK	72.54	平成12年度	20,800~55,200円	単身不可
	303号	鶯崎町2-27-303	木造2階3LDK	83.07	平成10年度	23,500~62,200円	単身不可
	304号	鶯崎町2-27-304	木造2階3LDK	83.07	平成10年度	23,500~62,200円	単身不可
	310号	鶯崎町2-11-310	木造2階3LDK	83.07	平成12年度	24,000~63,600円	単身不可
	56-8号	鶯崎町4-7-2	簡易耐火2階3DK	63.90	昭和56年度	15,200~38,000円	
	56-14号	鶯崎町5-9-2	簡易耐火2階3DK	68.39	昭和56年度	16,300~38,600円	
	56-21号	鶯崎町5-7-2	簡易耐火2階3DK	68.39	昭和56年度	16,300~38,600円	
	58-4号	鶯崎町5-5-4	簡易耐火2階3DK	68.39	昭和58年度	16,800~41,400円	
	58-12号	鶯崎町5-2-2	簡易耐火2階3DK	63.90	昭和58年度	15,700~41,400円	
	59-8号	鶯崎町4-1-2	簡易耐火2階3DK	63.90	昭和59年度	15,900~41,300円	
59-15号	鶯崎町5-1-3	簡易耐火2階3DK	63.90	昭和59年度	15,900~41,300円		
稲荷下	104号	遠野町42-53	木造平屋1LDK	44.70	平成22年度	15,000~39,900円	
	114号	遠野町42-60	木造平屋1LDK	44.70	平成23年度	15,200~40,300円	
	118号	遠野町42-60	木造平屋1LDK	44.70	平成23年度	15,200~40,300円	
	304号	遠野町41-88	木造2階3LDK	81.30	平成22年度	27,400~72,600円	子育て住宅
	310号	遠野町42-60	木造2階3LDK	77.80	平成23年度	26,400~70,100円	単身不可
笠平	(03)3号	宮守町下宮守31-28-27	木造平屋3DK	67.90	平成3年度	16,700~44,400円	
達曽部	(05)5号	宮守町達曽部30-23-10	木造平屋3DK	71.22	平成5年度	17,500~46,500円	
吉金	3号	宮守町下宮守23-45-3	木造平屋3LDK	88.32	平成15年度	21,600~57,400円	
	10号	宮守町下宮守23-45-3	木造平屋3LDK	88.32	平成15年度	21,600~57,400円	
	16号	宮守町下宮守23-45-3	木造平屋3LDK	88.32	平成17年度	22,300~59,100円	
※下鱈沢	1号	宮守町下鱈沢33-4-1	木造平屋3DK	85.29	平成10年度	48,000円	単身不可

※下鱈沢1号は世帯所得が認定基準以上の人を対象とする特定公共賃貸住宅です

市からのお知らせ

遠野市における部活動の在り方に関する方針

成長期にある生徒が、運動・食事・休養・睡眠のバランスのとれた生活を送れるよう、中学校の部活動を対象とした方針を策定しました。

■遠野市立中学校の部活動休養日及び活動時間の基準

週2日以上の休養日を設ける。
(平日1日以上、週末1日以上)

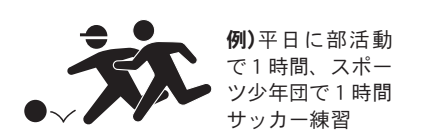
月	火	水	木	金	土	日
			休み			休み

例)平日…木曜休み、週末…日曜休み

1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度。休日は、3時間程度。



スポ少などで、部活動と同種目のスポーツ活動を行う場合は、活動合計時間が基準を超えない範囲。



■問い合わせ 市教育委員会学校教育課(☎62-4412)

詳しくは… [遠野市における部活動の在り方に関する方針](#) [検索](#)

市からのお知らせ

子どものスポーツ・芸術文化活動を応援 施設使用料をサポート!

市は、市内の子どもの活躍を応援し、地域で子育てを支えるまちづくりを進めるため、市内各施設の使用料を「わらすっこ基金」でサポートします。

■対象団体・活動

- ▷市内県立高校の部活動
 - ▷子ども会や子育てサークルの活動・行事
 - ▷学校クラブ、スポーツ少年団、社会教育登録団体
 - ▷その他教育文化活動などで必要と認められる団体
- ※助成を受けるには、申請が必要です。詳しくは、各施設窓口確認ください

■サポート対象施設

スポーツ・レクリエーション	市民体育館
	市民プール
	宮守体育館
	稲荷下屋内運動場
	遠野運動公園(施設全般)
	銀河の森総合運動公園(施設全般)
	国体記念公園市民サッカー場
	生涯学習スポーツ施設(旧小友・土淵・上郷中)
	柏木平ふれあい広場
	赤羽スキー場
清養園スケート場	
芸術・文化	市民会館
	勤労青少年ホーム
	みやもりホール
	蔵の道ギャラリー
教育・コミュニティ・生涯学習・交流	市内各小中学校
	各地区センター
	ふれあい交流センター(中ホール)
	柏木平ふるさと交流館
	柏木平優遊プラザ
	総合食育センター(調理実習室)
清養園保養センター	



■問い合わせ 市子ども政策課(☎62-0189)